paragraph 2 of the retail electricity company ; ⑤have not received suspension of designated contractor status from the Supreme Court at the time of the opening of bids ; and ⑥meet the qualification requirement which the obligated officer may specify in accordance with Article 73 of the above-mentioned Cabinet Order

⑺ The time and place of application for the qualification of ⑹ shall be in the manner of application for single qualification for every ministry and agency

⑻ Time-limit for bid : 5 p.m., December 18, 2017

⑼ Contact point for the notice : IIZUKA Ayana, Office Service Section, Office Service Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―5895

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月25日

独立行政法人国際交流基金

関西国際センター

契約担当職　副所長　金井　篤

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　27

1　調達内容

⑴　品目分類番号　93

⑵　調達件名　第18・20～22回“日本語パートナーズ”派遣前研修　現地語研修に係る業務委託（対象言語　ベトナム語・英語・ラオス語・台湾華語・インドネシア語・クメール語・マレー語）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結日より平成30年12月８日迄。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札価格が予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者の中から、提案書の評価点と入札価格の価格点の和の値が最も高い者を落札者とする「総合評価落札方式（加算方式）」による。但し、提案書類を書類審査により評価し、審査に合格した者のみが入札に参加できることとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たしている者とする。

⑴　独立行政法人国際交流基金会計細則第16条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、同細則については、以下のウェブサイト参照。

(http://www.jpf.go.jp/j/about/admin/contract/pdf/regulation.pdf)

⑵　平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてＡ、Ｂ又はＣ等級を有する者であること。

⑶　国際交流基金から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑷　国際交流基金との契約に関して、過去１年において債務不履行、納期遅延等をおこしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑸　本件入札参加を通じて得た本件業務に関する機密情報の守秘を誓約すること。

⑹　本業務の委託期間中、必要に応じて行われる国際交流基金関西国際センターでの打ち合わせに参加することが可能であること。

⑺　以下の条件を満たしていること。

㋐　法人として複数名を対象とする計50時間以上の企業・官公庁・団体等の語学研修を受託した実績が過去５年以内に３件以上あること。

㋑　業務を行う上で適切な講師数を確保できること。

㋒　平成29年12月14日（木）17:00までに提案書類を国際交流基金に提出した上で、その内容に不備・不足がないと国際交流基金に認められたものであること。

3　入札手続等

⑴　担当部署　独立行政法人国際交流基金関西国際センター　教育事業チーム　担当　柴田／免田　〒598―0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３―14　ＴＥＬ072―490―2601　ＦＡＸ072―490―2801

E-mail　np_kansai@jpf.go.jp

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法　入札説明書資料の交付を希望する者は上記３⑴担当部署の問い合わせ先に、会社名、担当者名、電話番号、ＥメールアドレスをＥメールまたはＦＡＸで申し込むこと。

⑶　入札説明会　以下のとおり入札説明会を実施する（参加は任意とする）。説明会への参加を希望する者は、平成29年11月２日（木）15時までに上記３⑴の連絡先に、会社名、出席予定者（１社２名まで）を記載のうえ、ＥメールまたはＦＡＸで申し込むこと。

入札説明会日時　平成29年11月７日（火）13：30～15：00

入札説明会場所　国際交流基金関西国際センター　第一会議室　大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３―14

⑷　質問受付先　上記３⑶の入札説明会で受け付けるほか、入札説明会以降、平成29年11月15日（水）17時までに上記３⑴のＥメールアドレスに宛てたＥメールによるものを受け付ける。Ｅメールにより質問等を行おうとするものは、質問等の内容及び送信者名をＥメール本文に記載すること（添付ファイルは不可とする）。

⑸　提案書提出期限　平成29年12月14日（木）17時まで

⑹　提案書類審査結果通知　提案書類審査の結果を、平成29年12月22日（金）迄に通知する。

⑺　入札日時及び場所　平成29年12月26日（火）13：30　独立行政法人国際交流基金　関西国際センター　第一会議室

4　その他

⑴　書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

⑵　上記３⑸の提出期限までに適正な全ての書類の提出が無かった者は、本件委託先に選定される資格を失うものとする。

⑶　提案書等提出に伴う一切の費用負担は提出者が負担する。また、提出のあった提案書類等は採否に関わらず返却しない。

⑷　入札保証金および契約保証金　免除

⑸　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑹　契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of contracts : Atsushi Kanai, Managing Director, at Japanese-Language Institute, Kansai, The Japan Foundation

⑵　Classification of the services to be procured : 93

⑶　Nature and quantity of the services : Predispatch Language training for “Nihongo Partners”, 18th, 20 to 22th (4 sets) 【Language】 Vietnamese, English, Lao, Taiwan Mandarin, Indonesian, Khmer, Malay

⑷　Fulfillment period : 8 December, 2018

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Articles 16 and 18 of the Japan Foundation’s Rules for the operation of Accounting ;

②　have Grade A, B or C classification in offering services in terms of qualification for participating in tenders (single qualification for every ministry and agency) for fiscal years 2016, 2017 and 2018 ;

③　not currently be under suspension of nomination by the Japan Foundation ;

④　be able to reliably fulfill the terms of the contract with the Japan Foundation and who have no record of default, delay or other breach of promise over the past year ;

⑤　have track record of excellence in providing test operation and information processing services ;

⑥　able to have a meeting at Japanese-Language Institute, Kansai, The Japan Foundation, as needed ;

⑦　fulfill the following requirements ; A. have more than 3 track records of language training for companies or governmental agencies etc. (each training must be more than 50hours) in the past 5 years／B. have enough instructors to provide the services／C. submit the proposal by the date mentiond in ⑻ without any incompletion.